

が い こ く じ ん

外国人

そ う だ ん

Q & A



こうえきざいだんほうじん あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい  
公益財団法人 秋田県国際交流協会  
(Akita International Association)

# 秋田に住む外国人のみなさんからの相談を、1冊にまとめました

秋田県には約3,600人の外国人が暮らしています。自分の国と日本では、言葉や文化、生活のしかたが違うため、「こんなとき、どうすればいいの?」と、わからないことがたくさんあるのではないのでしょうか。

秋田県国際交流協会（A I A）では、そんなみなさんからの相談を受け付けています。このQ&Aは、今までA I Aに入った相談を参考にして作りました。

このQ&Aを読んでもわからなかったことや、気になることがあれば、A I Aに電話やメールをしてください。

「Q」は外国人の方からの質問、「A」はそれについての答えです

Q 2 0 自分の国の運転免許があれば日本で運転できますか。

Q 2 0 あなたの国がどこかによって、日本で運転できる場合と、できない場合があります。くわしいことは運転免許センターへ問い合わせましょう。

秋田県警察本部運転免許センター

TEL : 018-863-1111

運転免許総合案内URL

<http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/menkyo/index.html>

## もっと詳しく知りたい方へ

### 《本国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》

本国免許証を取得し、本国に3ヵ月以上滞在し、且つ本国免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許センターで実施される試験に合格すれば日本の運転免許証に切り替えることができます。申請にあたっては、各国の大使館・領事館または一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）による、本国免許証の日本語翻訳文が必要です。

あなたの質問について、詳しい情報を教えてくれる場所の名前や電話番号が書いてあります

もっと詳しく知りたい方へ には、Qに関係がある内容の、もっと詳しい情報が書かれています。

QやAよりも、少し内容が難しく、ふりがなもついていません。書いてある

内容を、もっと簡単な言葉で教えてほしいときは、A I Aに電話してください。

# もくじ

(このQ&Aには、こんな相談<sup>そうだん</sup>についての情報<sup>じょうほう</sup>がのっています)

Q 1	在留資格とはなんですか？	1
Q 2	日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？	1
Q 3	在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、どうすればいいですか？	2
Q 4	日本人の夫が亡くなりました。私はこのまま日本で暮らすことができますか？	2
Q 5	日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいのでしょうか？	2
Q 6	私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らしたいのですが、どうしたらいいですか？	2
	在留資格に関する問い合わせ窓口	3
	もっと詳しく知りたい方へ《査証（ビザ）と在留資格の違い》	4
	もっと詳しく知りたい方へ《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》	4
	もっと詳しく知りたい方へ《子どもの呼び寄せと教育に関して》	4
Q 7	私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。どんな手続きが必要ですか？	5
Q 8	私のパスポートを更新することは日本でもできますか？	5
	大使館・領事館の連絡先	6
Q 9	パスポートをなくしてしまいました。どこに知らせたらいいですか？	7
	もっと詳しく知りたい方へ《パスポートの証印転記》	7
Q 10	国際結婚の手続きを教えてください。	8
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人と日本人との結婚》	8
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人同士との結婚》	8
Q 11	離婚するときはどんな手続きが必要ですか？	9
Q 12	日本人の夫が離婚届を役所に出すと言っています。私は離婚したくありません。どうしたらいいですか？	9
	もっと詳しく知りたい方へ《国際離婚》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《日本での離婚の方法について》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《再婚するとき》	10
Q 13	日本人の夫と離婚することになりましたが、子どもはこれからも私が育てたいです。離婚したら子どもはどうなりますか？	11
Q 14	私は夫から殴られたり、蹴られたりしています。日本語もうまく話せないし、相談できる人もまわりにいないので、どうしたらいいのかわかりません。	12

	もっと詳しく知りたい方へ《配偶者・恋人からの暴力》	13
Q 1 5	秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？	13
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人が日本で仕事をするには》	13
	ハローワークの連絡先一覧	14
Q 1 6	私がもらっている時給は、秋田県の最低賃金よりも少ないと知りました。外国人だから少ないのでしょうか？	15
	もっと詳しく知りたい方へ《労働に関する法律》	16
	もっと詳しく知りたい方へ《仕事を辞めたら・・・》	17
	もっと詳しく知りたい方へ《労働基準監督署》	17
Q 1 7	病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。	18
Q 1 8	日本の公的医療保険制度について教えてください。	19
	もっと詳しく知りたい方へ《日本の公的医療保険制度》	19
Q 1 9	母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？	20
	もっと詳しく知りたい方へ《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について（義務教育年齢・公立学校に限る）》	21
	もっと詳しく知りたい方へ《子どもの日本語について》	21
	秋田県内の教育委員会一覧	22
	秋田県内の私立高校一覧	23
Q 2 0	自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか。	24
	もっと詳しく知りたい方へ 《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》	24
	もっと詳しく知りたい方へ《日本で免許を取る際の外国語教本について》	25
Q 2 1	日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか。	26
Q 2 2	通訳や翻訳してくれる人を探しています。どこで紹介してもらえますか？	27
	もっと詳しく知りたい方へ《AIAのサポーター派遣について》	27
Q 2 3	マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？	28
	市役所（役場）でできるいろいろな手続き	29
	A I Aの地域外国人相談員を紹介します	30
	日本語を勉強できる場所（日本語教室一覧）	31
	いろいろな相談窓口一覧	33

ざいりゅうしかく  
**Q 1 在留資格とはなんですか？**

A 1 在留資格とは、あなたが日本で暮らすために必要な資格のことです。在留資格の

種類によって、どのくらいの期間日本に滞在することができるか、仕事をする

などの条件が違います。90日以内の観光や、日本にいる家族に会いに来る場合は、

「短期滞在」の在留資格をもらいます。

にほん とうちやく ざいりゅう  
**Q 2 日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？**

A 2 在留カードには、あなたの在留資格の種類や、在留資格の期限、仕事を

できるかどうか書かれています。あなたが日本に滞在資格があることを証明する、とても大切な

カードです。いつも持っていてください。

ざいりゅう 在留カードのおもて	ざいりゅう 在留カードのうら
	

>2017.03.24「入国管理局ホームページ」より

Q 3 在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、どうすればいいですか？

A 3 あなたの在留資格や生活状況によって、必要な手続きが違います。入国管理局やインフォメーションセンターに問い合わせましょう。☎電話番号は3ページ

Q 4 日本人の夫が亡くなりました。私はこのまま日本で暮らすことができますか？

A 4 あなたが「日本人の配偶者等」の在留資格を持っている場合、今の在留期限が切れるとあなたの在留資格もなくなってしまいます。日本に住み続けたいときは、どのような手続きをしなければならないのか、入国管理局に問い合わせましょう。

☎電話番号は3ページ

※外国人が日本人の夫や妻と離婚した場合も同じです。

Q 5 日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A 5 「永住許可」があれば、在留資格や、在留期間を変えなくても、ずっと日本に住むことができます。入国管理局で「永住許可申請」について、くわしいことを聞きましょう。☎電話番号は3ページ

Q 6 私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らしたいのですが、どうしたらいいですか？

Q 6 子どもの『査証（ビザ）』と『在留資格』が必要です。くわしいことは入国管理局や、インフォメーションセンターに確認しましょう。☎電話番号は3ページ

子どもの年齢によっては学校に入学させることも考える必要があります。Q 19（☎20ページ）も確認してください。

ざいりゅうしかく かん と あ まどぐち  
**在留資格に関する問い合わせ窓口**

- ・ せんだいにゆうこくかんりきよくあきたしゅつちようしょ にほんご そうだん  
**仙台入国管理局秋田出張所（日本語での相談です）**

TEL : 018-895-5221

でんわ ようび じかん へいじつ  
 電話できる曜日と時間 : 9 : 00-12 : 00、13 : 00-16 : 00 (平日のみ)

- ・ がいこくじんそうごうそうだんしえん がいこくご そうだん  
**外国人総合相談支援センター（外国語で相談できます）**

TEL : 03-3202-5535 / 03-5155-4039

でんわ ようび じかん へいじつ  
 電話できる曜日と時間 : 9 : 00-16 : 00 (平日のみ)

しゅくじつ まいつきだい だい すいようび やす  
 ※ 祝日、毎月第2・第4水曜日はお休みです

はな がいこくご でんわ ようび  
 話すことができる外国語と、電話できる曜日

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ちゅうごくご 中国語	○	○	○	○	○
えいご 英語	○	○	○	○	○
ポルトガル語		○		○	
スペイン語	○			○	
ベンガル語		○			
インドネシア語		○			
ベトナム語			○		○

- ・ がいこくじんざいりゅうそうごう がいこくご そうだん  
**外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語で相談できます）**

TEL : 0570-013904 (IP、PHS、海外からかけるときは03-5796-7112)

でんわ ようび じかん  
 電話できる曜日と時間 : 8 : 30-17 : 15 (平日のみ)

はな がいこくご えいご かんこくご ちゅうごくご  
 話すことができる外国語 : 英語、韓国語、中国語、スペイン語など



もっと詳しく知りたい方へ

《査証（ビザ）と在留資格の違い》

査証（ビザ）…日本へ入国する前に自分の国にある日本大使館・領事館で取得するもので、外務省より発給されます。

在留資格 …日本に入国する際に取得するもので、入国管理局より発給されます。



もっと詳しく知りたい方へ

《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》

	日本人の配偶者等	永住者
在留期間	6か月、1年、3年、5年 (更新手続きが必要)	無期限 (更新手続きは不要)
日本人の配偶者が死亡したり、離婚したりした場合	在留資格の更新ができないので、日本に滞在し続けるには、何らかの在留資格を取得しなければなりません。 ※死別や離婚した後も在留期限までは日本に滞在することができます。	在留資格に影響しないので、日本に滞在し続けることが可能。

「永住」は、国籍は外国人のまま日本に永久に住める権利です。申請窓口は入国管理局です。これは在留資格の一種です。

「帰化」は、外国人が日本国籍を取得すること、つまり日本人になることです。申請窓口は法務局となります。

秋田地方法務局戸籍課

TEL : 018-862-1129

電話できる曜日と時間 : 8 : 30-17 : 15 (平日のみ)



もっと詳しく知りたい方へ

《子どもの呼び寄せと教育に関して》

子どもを日本に呼び寄せる前に下記について慎重に考える必要があります。

- ①子どもの年齢 ②子どもの日本語能力 ③日本での教育

Q 7 わたし くに かぞく ゆうじん にほん かんこう き い てつづ  
私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。どんな手続きが  
ひつよう  
必要ですか。

Q 7 あなたの家族と友人の国籍によって、ビザがいる場合、いない場合があります。

くわしいことは、あなたの国の大使館や領事館（㉔6 ページ）に問い合わせましょう。

Q 8 わたし こうしん にほん  
私のパスポートを更新することは日本でもできますか？

A 8 にほん  
日本にある、あなたの国の大使館や領事館で更新または期間延長の手続きをしまし

よう。くわしいことは、それぞれの国の大使館・領事館（㉔6 ページ）に確認してくださ

い。また、あきたけん いわてけん ちゅうごく いちにちりょうじ おこな  
秋田県や岩手県などで中国・フィリピンの「一日領事サービス」を行うとき

があります。そのときは、あきたけん いわてけん こうしん そうだん  
秋田県や岩手県でパスポートの更新をしたり、相談をしたりす

ることができます。いつ、どこでいちにちりょうじ おこな りょうじかん かくにん  
一日領事サービスを行うのか、領事館に確認しましよ  
う。

たいしかん りょうじかん れんらくさき  
**大使館・領事館の連絡先**

くに なまえ 国の名前	たいしかん りょうじかん なまえ 大使館や領事館の名前	でんわばんごう 電話番号
ちゅうごく 中国	ざいさっぽろちゅうかじんみんきょうわこくそうりょうじかん 在札幌中華人民共和国総領事館	011-563-5563
フィリピン	きょうわこくたいしかん フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
かんこく 韓国	ざいせんだいだいかんみんこくそうりょうじかん 在仙台大韓民国総領事館	022-221-2751
アメリカ	ざいさっぽろ がっしゅうこくそうりょうじかん 在札幌アメリカ合衆国総領事館	011-641-1115 011-641-1116 011-641-1117
ベトナム	しゃかいしゅぎきょうわこくたいしかん ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3311 03-3466-3313 03-3466-3314
タイ	おうこくたいしかん タイ王国大使館	03-5789-2433
インドネシア	きょうわこくたいしかん インドネシア共和国大使館	03-3441-4201

ほか くに たいしかん りょうじかん ざいにちがいこくこうかん かくにん  
 その他の国の大使館や領事館は「在日外国公館リスト」で確認することができます。

がいむしょう ざいにちがいこくこうかん  
**外務省 在日外国公館リスト**

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/>

Q9 パスポートをなくしてしまいました。どこに知らせたらいいですか？

A9 日本でパスポートをなくしたり、盗まれたりしたら、すぐに近くの交番（警察官がいるところ）に行きましょう。そして、日本にある自分の国の大使館や領事館（☎6ページ）にも連絡をして、パスポートをなくしたり、盗まれたことを話しましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

### 《パスポートの証印転記》

パスポートには上陸許可証印や再入国許可証印などの記載がありますが、更新したパスポートにはそれらは転記されません。入国管理局で古いパスポートの上陸許可証印や再入国許可証印を新しいパスポートに移してもらえます（転記しない場合は、在留資格の期限まで新旧の二つのパスポートの所持が必要）。



Q 1 0 国際結婚の手続きを教えてください。

A 1 0 日本で結婚するときは、市役所や町、村の役場に「婚姻届」を出してください。  
自分の国の大使館や領事館（[36ページ](#)）にも知らせてください。手続きのしかたは、国によって違います。



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人と日本人との結婚》

外国人と日本人が日本で結婚したい場合、一般的には両方の国で結婚の手続きをします。一方の国だけの手続きをした場合は、もう一方の国で結婚したことが証明されず困ることがあります。

先に日本の方式で結婚手続きをしてその後外国に届出をする方法と、先に外国の方式で結婚手続きをしてその後日本に届出をする方法があります。国によっては後者の方がスムーズに手続きができる場合もあります。



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人同士の結婚》

外国人同士が日本で結婚したい場合は、国によって手続き方法が異なりますので、日本にあるそれぞれの国の大使館・領事館（[36ページ](#)）に確認しましょう。

また、日本で手続きをしても問題がなく、日本の市町村役場で結婚手続きをするときは、市町村役場に必要書類などを確認します。当然のことながら自分の国への届出も必要です。



Q 1 1 <sup>りこん</sup>離婚するときはどんな<sup>てつづ</sup>手続きが必要<sup>ひつよう</sup>ですか？

A 1 1 <sup>にほん</sup>日本で<sup>りこん</sup>離婚するときは、<sup>しやくしょ</sup>市役所<sup>まち</sup>や<sup>むら</sup>町、<sup>やくば</sup>村の役場に「<sup>りこんとどけ</sup>離婚届」を出<sup>だ</sup>してください。

<sup>じぶん</sup>自分の<sup>くに</sup>国の<sup>たいしかん</sup>大使館<sup>りょうじかん</sup>や<sup>し</sup>領事館（<sup>⑤</sup>6ページ）にも知<sup>し</sup>らせてください。



<sup>てつづ</sup>手続きのしかたは、<sup>くに</sup>国によって<sup>ちが</sup>違います。

<sup>にほん</sup>日本での<sup>てつづ</sup>手続きに関する<sup>かん</sup>相談<sup>そうだん</sup>

- ・ <sup>ほう</sup>法テラス<sup>あきた</sup>秋田 TEL : 050-3383-5550  
<sup>でんわ</sup>電話できる<sup>ようび</sup>曜日と<sup>じかん</sup>時間 : 9:00-17:00 (<sup>へいじつ</sup>平日)
- ・ <sup>あきた</sup>秋田<sup>べんごしかい</sup>弁護士会 <sup>ほうりつそうだん</sup>法律相談センター TEL : 018-896-5599  
<sup>でんわ</sup>電話できる<sup>ようび</sup>曜日と<sup>じかん</sup>時間 : 9:00-17:00 (<sup>へいじつ</sup>平日)
- ・ <sup>しちょうそん</sup>市町村が<sup>おこな</sup>行う<sup>むりょうほうりつそうだん</sup>無料法律相談

Q 1 2 <sup>にほんじん</sup>日本人の<sup>おと</sup>夫が<sup>りこんとどけ</sup>離婚届を<sup>やくしょ</sup>役所に出<sup>だ</sup>すと言<sup>い</sup>っています。私<sup>わたし</sup>は<sup>りこん</sup>離婚したくありません。どうしたらいいですか？

A 1 2 あなたが<sup>りこん</sup>離婚したくなくても、<sup>やくしょ</sup>役所が<sup>りこんとどけ</sup>離婚届を<sup>う</sup>受け取ると、<sup>りこん</sup>離婚したことになる

てしまいます。離婚したくないときは、すぐに<sup>にほんじん</sup>日本人の<sup>おと</sup>夫の<sup>ほんせき</sup>本籍があるところか、<sup>す</sup>住んで

いるところの<sup>やくしょ</sup>役所に行<sup>い</sup>って、「<sup>りこんとどけ</sup>離婚届の<sup>ふじゅりもうしで</sup>不受理申出」を出<sup>だ</sup>してください。そうすると、

<sup>やくしょ</sup>役所では<sup>りこんとどけ</sup>離婚届を<sup>う</sup>受け取りません。



もっと詳しく知りたい方へ

### 《国際離婚》

外国人と日本人または外国人同士が日本で離婚したい場合は、結婚の手続きをした全ての国で離婚の手続きをします。日本にだけ離婚手続きをして自分の国に離婚手続きをしないと、自分の国ではまだ結婚していることになります。再婚する時のトラブルの原因にもなりますので、離婚手続きは必ずしましょう。詳細は日本にある各国大使館・領事館（[6ページ](#)）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

### 《日本での離婚の方法について》

離婚の方法は4つあります

#### ①協議離婚

夫婦で話しあって「離婚する」と決めること。

#### ②調停離婚

家庭裁判所が夫婦の話を1人ずつ聞いてから、話しあって離婚を決めること。

#### ③審判離婚

話をするだけでは離婚が決まらないとき、家庭裁判所が離婚を決めること。

#### ④裁判離婚

家庭裁判所で裁判をして離婚を決めること。



もっと詳しく知りたい方へ

### 《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》

日本人と離婚または死別した外国人は、在留期限までは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、そのまま在留期間の更新をすることはできません。日本に住み続けたい場合には、他の在留資格を得る必要があります。詳細は入国管理局（[3ページ](#)）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

### 《再婚するとき》

日本の法律では、女性は離婚成立後6か月以上経過しないと再婚できません。

ただし、前の夫と再婚する場合など例外もありますので、市町村役場に確認しましょう。

外国人女性が日本で再婚の手続きを行う場合は、日本の待婚期間（6か月）だけでなく、自国の法律に定められた待婚期間を満たさなければなりません。

Q 1 3 にほんじん おっと りこん こ わたし そだ  
日本人の夫と離婚することになりましたが、子どもはこれからも私が育てたいです。離婚したら子どもはどうなりますか？

A 1 3 りこん おっと こ そだ き  
離婚するときは、あなたと夫のどちらが子どもを育てるのかを決めていなければいけません。夫と話しあいをして、どちらに「親権（子どもを育てる権利のこと）」があるのかを決めましょう。

ほう あきた べんごしそうだん ほうりつそうだん  
・法テラス秋田（弁護士相談 法律相談）

TEL : 050-3383-5550

でんわ ようび じかん へいじつ  
電話できる曜日と時間 : 9:00-17:00 (平日)

ばしょ あきたしなかどおり ほくと かい  
場所 : 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6階

ほう たげん ごじょうほうていきょう  
・法テラス・多言語情報提供サービス

TEL : 0570-078377

でんわ ようび じかん へいじつ  
電話できる曜日と時間 : 9:00~17:00 (平日)

はな がいこくご えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご  
話することができる外国語 : 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、  
ベトナム語



Q14 私<sup>わたし</sup>は夫<sup>おつと</sup>から殴<sup>なぐ</sup>られたり、蹴<sup>け</sup>られたりしています。日本語<sup>にほんご</sup>もうまく話<sup>はな</sup>せないし、相談<sup>そうだん</sup>できる人<sup>ひと</sup>もまわりにいないので、どうしたらいいのかわかりません。

A14 1人<sup>ひとり</sup>で悩<sup>なや</sup>まず、必<sup>かなら</sup>ず誰<sup>だれ</sup>かに相談<sup>そうだん</sup>しましょう。日本語<sup>にほんご</sup>で相談<sup>そうだん</sup>することが難<sup>むずか</sup>しければ、外国語<sup>がいこくご</sup>で相談<sup>そうだん</sup>できるところもあります。



	でんわばんごう 電話番号	でんわ 電話できる曜日と時間	はな 話すことができる がいこくご 外国語
あきたけんじょせいそうだんしょ 秋田県女性相談所	018-835-9052 0120-783-251(*)	8:30-21:00 (平日) 9:00-18:00 (土日祝日)	-
あきたけんけいさつほんぶ 秋田県警察本部 レディース通話110番	0120-028-110	24時間	-
よりそいホットライン	0120-279-338	曜日や時間によって、 対応できる言語が ちがいます。 くわしい情報は、 よりそいホットライン のFacebookで確認しま しょう。	英語 韓国・朝鮮語 中国語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語 ポルトガル語 スペイン語 タイ語

(\*) 県外や携帯電話からはかけられません



もっと詳しく知りたい方へ

《配偶者・恋人からの暴力》

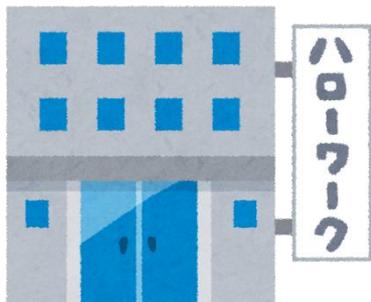
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、身体的暴力ではありません。身体的暴力（殴る・蹴る・物を投げつける）、精神的暴力（侮辱する・怒鳴る・無視する）、性的暴力（望まない性行為・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・外で働くことを妨害する）、社会的暴力（交友関係や行動を制限したり監視したりする）、などを指します。

Q 1 5 <sup>あきた</sup> 秋田で仕事を探しています。<sup>さが</sup> どうやって探せばよいですか？

A 1 5 「ハローワーク（<sup>こうきょうしよくぎょうあんていじょ</sup> 公共職業安定所）」で、<sup>しごと</sup> 仕事の<sup>そうだん</sup> 相談をすることができます。

<sup>そうだん</sup> 相談は<sup>むりよう</sup> 無料です。仕事を探す前に、<sup>しごと</sup> あなたの<sup>さが</sup> 在留<sup>まえ</sup> 資格で仕事をすることができるのか、

<sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格と<sup>ざいりゅうきかん</sup> 在留期間を確認してください。☎<sup>でんわばんごう</sup> ハローワークの電話番号は 14 ページ



<sup>しごと</sup> 仕事についての<sup>そうだん</sup> 相談ができません

<sup>しごと</sup> 仕事を探すこともできます



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人が日本で仕事をするには》

外国人が日本で仕事をするには、就労許可されている在留資格でなければなりません。これに違反した場合は不法就労となり処罰の対象となります。

例えば、「留学」「家族滞在」などの在留資格の人は就労が認められていませんが、入国管理局で『資格外活動許可』を得ると、一定時間のアルバイトができます。就労が認められている在留資格の人であっても、その範囲外の仕事をするとき（例：在留資格「技能」の人が通訳をして報酬を得る場合など）にも『資格外活動許可』が必要です。

れんらくさきいちらん  
ハローワークの連絡先一覧

なまえ ちいき ハローワークの名前 (地域)	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所
かづの ハローワーク鹿角	0186-23-2173	かづのしはなわあざあらた 鹿角市花輪字荒田82-4
おおだて ハローワーク大館	0186-42-2531	おおだてししみずいっちょうめ 大館市清水一丁目5-20
たかのす ハローワーク鷹巣	0186-60-1586	きたあきたしたかのすあざひがしなかい 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
のしろ ハローワーク能代	0185-54-7311	のしろしみどりまち 能代市緑町5-29
おが ハローワーク男鹿	0185-23-2411	おがしふながわみなとふながわあざしんはまちょう 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
あきた ハローワーク秋田	018-864-4111	あきたしばらじまいっちょうめ 秋田市茨島一丁目12-16
ハローワークプラザアトリオン	018-836-7820	あきたしなかどおり 秋田市中通2-3-8 (アトリオン3F)
ハローワークプラザ御所野	018-889-8609	あきたしごしょのじぞうでん 秋田市御所野地藏田3-1-1 あきた (秋田テルサ3F)
ほんじょう ハローワーク本荘	0184-22-3421	ゆりほんじょうしいしわきあざたじりの 由利本荘市石脇字田尻野18-1
おおまがり ハローワーク大曲	0187-63-0335	だいせんしおおまがりすみよしちょう 大仙市大曲住吉町33-3
かくのだて ハローワーク角館	0187-54-2434	せんぼくしかくのだてまちこだて 仙北市角館町小館32-3
よこて ハローワーク横手	0182-32-1165	よこてしあさひかわいっちょうめ 横手市旭川一丁目2-26
ゆざわ ハローワーク湯沢	0183-73-6117	ゆざわししみずちょうよんちょうめ 湯沢市清水町四丁目4-3

Q 1 6 わたし がもらっている時給は、秋田県の最低賃金よりも少ないと知りました。  
 がいこくじん すく 外国人だから少ないのでしょうか？

A 1 6 にほん 日本には、「最低賃金法（決まった金額よりも少ない給料をはらうと ダメで  
 す）」という法律があり、がいこくじん にほんじん おな 外国人も日本人と同じように法律で守られています。あなたの  
 じきゅう さいていちんぎん ひく やす じかん しごと 時給が最低賃金よりも低かったり、休み時間も仕事をさせられるなどの悩みがあれば、  
 そうだん 相談してみましよう。

あきたろうどうきょくそうごうろうどうそうだん  
 ・秋田労働局総合労働相談コーナー

TEL: 018-862-6684 (日本語のみ)

でんわ ようび じかん へいじつ  
 電話できる曜日と時間：8：30-17:15 (平日のみ)

がいこくじんろうどうしゃむ そうだん  
 ・外国人労働者向け相談ダイヤル

はな 話すことができる がいこくご 外国語	でんわばんごう 電話番号	でんわ ようび 電話できる曜日	でんわ じかん 電話できる時間
えいご 英語	0570-001701		10:00-15:00  (12:00-13:00は やす お休みです)
ちゅうごくご 中国語	0570-001702	げつようび きんようび 月曜日から金曜日まで	
ポルトガル語	0570-001703		
スペイン語	0570-001704	かようび もくようび きんようび 火曜日、木曜日、金曜日	
タガログ語	0570-001705	かようび すいようび 火曜日、水曜日	

ぎのうじっしゅうせい ばあい  
**あなたが技能実習生の場合**

こうえきざいだんほうじん こくさいけんしゅうきょうりょくきこう ジツコ  
**公益財団法人 国際研修協力機構 (JITCO)**  
 TEL : 0120-022332 (フリーダイヤル) / 03-4306-1111

つか がいこくご 使える外国語	でんわ ようび 電話できる曜日	でんわ じかん 電話できる時間
ちゅうごくご 中国語 べトナムご ベトナム語	かようび 火曜日 もくようび 木曜日 どようび 土曜日	じ じ 11時～19時
いन्दネシアご インドネシア語	かようび 火曜日 どようび 土曜日	じ じ 11時～19時
えいご 英語 フィリピンご フィリピン語	もくようび 木曜日	じ じ 11時～19時

きゅうさいじつ でんわそうだん やす  
 休 祭日は電話相談はお休みです。



**もっと詳しく知りたい方へ**

**《労働に関する法律》**

日本国内で働いている外国人労働者にも労働基準関係法令が適用されます。

「労働基準法」：契約時に賃金、休業手当、労働時間などの労働条件を明示すること。

「最低賃金法」：地域で決められている最低賃金を下回らないこと。

(秋田県の最低賃金716円 2017年3月24日現在)

「労働者災害補償保険法」：業務災害及び通勤災害に対し、労災保険制度により補償をすること。

『労働条件に関するトラブルで困っていませんか?』という労働基準法関係のリーフレットが発行されています(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語)。リーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードするか、お近くの労働基準監督署にお問い合わせましょう。☎電話番号は17ページ

厚生労働省のホームページ(労働基準法関係ページ)

URL: [http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet\\_kijun.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html)



もっと詳しく知りたい方へ

《仕事を辞めたら・・・》

退職後は、様々な手続きが必要です。詳しくは近くのハローワーク（☎14ページ）か、秋田労働局職業安定部職業安定課（TEL:018-883-0007）にお問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《労働基準監督署》

労働に関する法律が守られない、不当な解雇をされた、賃金が支払われないなど、労働に関する相談は各地域の労働基準監督署までお問い合わせしましょう。

名前	電話	住所	担当している地域
秋田労働基準監督署	018-865-3671	秋田市山王 7-1-4	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
大館労働基準監督署	0186-42-4033	大館市字三ノ丸 6-2	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
能代労働基準監督署	0185-52-6151	能代市末広町 4-20	能代市 山本郡
本荘労働基準監督署	0184-22-4124	由利本荘市水林 428	由利本荘市 にかほ市
大曲労働基準監督署	0187-63-5151	大仙市大曲日の出町 1-3-4 大曲法務合同庁舎 1 階	大仙市 仙北市 仙北郡
横手労働基準監督署	0182-32-3111	横手市旭川一丁目 2-23	横手市 湯沢市 雄勝郡

Q 17 病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。

A 17 日本語が話せる人と一緒に病院に行けないときは、「多言語医療問診票」を使いましょう。

この問診票は日本で暮らす外国人が病院へ行ったときに、自分の病気やケガの状況を

医師に説明するためのものです。11診療科別に18か国語に翻訳しています。

インターネットで「多言語医療問診票」と検索するか、下に書いたURLを入力しましょう。

URL: <http://www.kifjp.org/medical/>



問診票の言語：  
 インドネシア語、タガログ語、ペルシャ語、英語、中国語（北京語）、ポルトガル語、カンボジア語、日本語、ラオス語、スペイン語、ハンガール語、ロシア語、タイ語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、アラビア語、クロアチア語、ネパール語



Q 1 8 日本の公的医療保険制度について教えてください。

A 1 8 日本の公的医療保険（病気やけがのときの保険）には、「健康保険」と「国民健康保険」の2種類があります。会社などで働いている人は「健康保険」に、会社などで働いていない人は「国民健康保険」に入ります。どちらかの保険に入っていれば、病気やけがのときに病院のお金の30%だけを払います。



もっと詳しく知りたい方へ

#### 《日本の公的医療保険制度》

日本では、自分で手続きを行うことで、病院のお金が戻ってくる場合があります。反対に、保険に入っても、病院のお金が安くない場合もあります。保険の制度をしっかりと理解しましょう。

※日本と公的医療保険制度にかかる社会保障協定を締結している国（ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー）の方は、加入する必要がない場合があります。

Q 19. 母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？

A 19. 子どもの年齢によって手続きは違いますが、日本の小学校や中学校に入れることができます。

### 【子どもの年齢が6歳～15歳のとき】

日本では義務教育にあたる年齢です。外国人の子どもは義務教育ではありませんが、希望すれば、日本の小・中学校で学ぶことができます。

編入（学年の途中で学校に入ること）を希望する場合は、自分の市や町、村の教育委員会に相談しましょう。

☎教育委員会の電話番号は22ページ

### 【子どもの年齢が15歳～18歳のとき】

他の県や外国で高校に通っていた子どもを秋田県内の公立高校に編入させたいときは、秋田県教育庁高校教育課（TEL：018-860-5161）に相談しましょう。

また、私立高校に編入を希望するときは、入りたい私立高校へ直接相談しましょう。

☎私立高校の電話番号は23ページ



### もっと詳しく知りたい方へ

#### 《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について（義務教育年齢・公立学校に限る）》

「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に対し、次のような支援を各自治体で行っています。

在籍学級で授業を受けさせ、加配教員や日本語指導者がクラスに入り、付き添って指導します。もしくは、適当な授業の時間を使って、他の教室や日本語教室で指導を行います。これらの支援の詳細は、各市町村の教育委員会（[22ページ](#)）に問い合わせましょう。



### もっと詳しく知りたい方へ

#### 《子どもの日本語について》

日本語を母語としない子どもにとって、日本の学校で勉強するのに日本語が大きな壁になるかもしれません。学校では日本語力が勉強の大前提となりますが、日常耳にする言葉と、教科書や授業で使われる言葉は少し異なります。生活環境の変化や文化・習慣の違いに戸惑う上に、言葉の問題は子どもの心理的負担にもなり、自己の人間形成にも大きな影響を与えます。日本語学習支援の必要性を感じたら、まずは学校に相談しましょう。

あきたけんない きょういくいんかいちらん  
**秋田県内の教育委員会一覧**

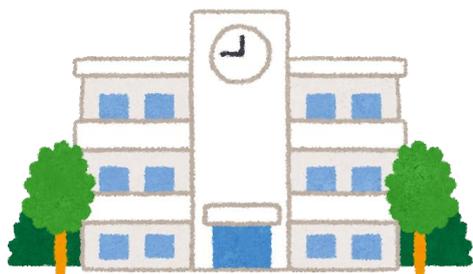
ねん がつ にちげんざい じょうほう  
 2016年5月2日現在の情報です

きょういくいんかいめい 教育委員会名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
あきたけんきょういくいんかい 秋田県教育委員会	018-860-5111	018-860-5851
あきたしきょういくいんかい 秋田市教育委員会	018-888-5803	018-888-5804
のしろしきょういくいんかい 能代市教育委員会	0185-73-2757	0185-73-6459
よこてしきょういくいんかい 横手市教育委員会	0182-32-2402	0182-32-4034
おおだてしきょういくいんかい 大館市教育委員会	0186-43-7111	0186-54-6100
おがしきょういくいんかい 男鹿市教育委員会	0185-24-9100	0185-24-9156
ゆざわしきょういくいんかい 湯沢市教育委員会	0183-73-2161	0183-72-8515
かづのしきょういくいんかい 鹿角市教育委員会	0186-30-0290	0186-30-1140
ゆりほんじょうしきょういくいんかい 由利本荘市教育委員会	0184-32-1306	0184-33-3381
かたがみしきょういくいんかい 潟上市教育委員会	018-853-5361	018-853-5277
だいせんしきょういくいんかい 大仙市教育委員会	0187-63-1111	0187-63-7131
きたあきたしきょういくいんかい 北秋田市教育委員会	0186-62-6616	0186-63-2678
にかほしきょういくいんかい にかほ市教育委員会	0184-38-2259	0184-38-2252
せんほくしきょういくいんかい 仙北市教育委員会	0187-43-3381	0187-54-1727
こさかまちきょういくいんかい 小坂町教育委員会	0186-29-2342	0186-29-4436
かみこあにむらきょういくいんかい 上小阿仁村教育委員会	0186-60-9000	0186-77-3223
ふじさとまちきょういくいんかい 藤里町教育委員会	0185-79-1327	0185-79-2227
みたねちようきょういくいんかい 三種町教育委員会	0185-87-2115	0185-87-3052
はつぽうちようきょういくいんかい 八峰町教育委員会	0185-77-2816	0185-77-3230
ごじょうめまちきょういくいんかい 五城目町教育委員会	018-852-5372	018-852-5370
はちろうがたまちきょういくいんかい 八郎潟町教育委員会	018-875-5812	018-875-5950
いかわまちきょういくいんかい 井川町教育委員会	018-874-4424	018-874-2924
おおがたむらきょういくいんかい 大潟村教育委員会	0185-45-3240	0185-45-2661
みさとまちきょういくいんかい 美郷町教育委員会	0187-84-4914	0187-85-3102
うごまちきょういくいんかい 羽後町教育委員会	0183-62-2111	0183-62-3334
ひがしなるせむらきょういくいんかい 東成瀬村教育委員会	0182-47-3415	0182-47-2119

あき た けん ない し り つ こ う こ う い ち ら ん

## 秋田県内の私立高校一覧

こうこうめい 高校名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
こくがつかんこうとうがっこう 国学館高等学校	018-833-6361	018-833-6362
せいれいじょしたんきだいがくふぞくこうとうがっこう 聖霊女子短期大学附属高等学校	018-833-7311	018-833-4503
あきたわようじょしこうとうがっこう 秋田和洋女子高等学校	018-833-1353	018-833-1342
めいおうこうとうがっこう 明桜高等学校	018-836-2471	018-836-2494
あきたしゅうえいこうとうがっこう 秋田修英高等学校	0187-63-2622	0187-63-2532



Q 2 0 じぶん くに うんてんめんきょ にほん くるま うんてん 自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか。

Q 2 0 くに にほん うんてん ばあい ばあい あなたの国がどこかによって、日本で運転できる場合と、できない場合があります。くわしいことは「うんてんめんきょ と あ運転免許センター」へ問い合わせましょう。

あきたけんけいさつほんぶうんてんめんきょ  
秋田県警察本部運転免許センター

TEL: 018-863-1111

うんてんめんきょそうごうあんない  
運転免許総合案内

URL: <http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/menkyo/index.html>



もっと詳しく知りたい方へ

#### 《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》

外国の免許証を取得後、その国に3か月以上滞在し、その免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許証への切り替え申請を行うことができます。その際、運転についての知識や技能を確認し、運転することに支障がないと認められた場合には、学科試験、技能試験の一部が免除されます（イギリス、オーストラリア、カナダ、韓国、ドイツ、フランス、台湾などの23カ国・1地域は学科・技能試験が免除されます）。

申請にあたっては、外国行政庁、各国の在日大使館・領事館または一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）による外国免許証の日本語翻訳文が必要です。

※上記に該当しない場合は、日本の運転免許証を取得する必要があります。日本の「自動車学校」で、学科教習と・技能試験を受け、運転免許センターで筆記試験を受けましょう。秋田県の場合、筆記試験は日本語（ふりがな付き）か英語を選択できます。

その他、免許センターでの試験については秋田県警察本部運転免許センター 試験係（TEL: 018-862-7570）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《日本で免許を取る際の外国語教本について》

「交通の教則」（JAF 発行）が英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で販売されており、本試験は基本的にこの教本から出題されます。

ジャフ

JAF秋田支部 TEL : 018-864-8492

Q 2 1 日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか。

A 2 1 一般財団法人 自治体国際化協会（クレア）が作っている多言語生活情報を教えてください。日本での生活に必要なことがいろいろな国の言葉や、やさしい日本語で書かれています。

クレア 多言語生活情報

URL: <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/f/index.html>

日本語 English 中文 한국·조선어 Español Português Tagalog  
Deutsch Tiếng Việt Français Русский Indonesian ภาษาไทย

多言語生活情報

このホームページには日本の生活に必要なことが書いてあります。いろいろなことばでも読むことができます。(上のことばをえらんでください)  
やさしい日本語は下からえらんでください。

A 新しい在留制度	J 日本の学校
B 在留資格	K 日本語のべんぎょう
C 結婚・離婚	L 税金
D いろいろな手続き	M 家を買う・かりる
E 仕事	N 交通
F 病気、けが	O 生活のきまり
G 年金	P 緊急・災害
H 赤ちゃん子ども	Q わからぬことがあるとき (相談窓口)
I いろいろな福祉	

多言語生活情報リンク集  
オリエンテーションガイドブックPDF

Q 2 2 <sup>つうやく</sup> <sup>ほんやく</sup> <sup>ひと</sup> <sup>さが</sup> <sup>しょうかい</sup>  
通訳や翻訳してくれる人を探しています。どこで紹介してもらえますか？

A 2 2 <sup>あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい</sup> <sup>つうやく</sup> <sup>ほんやく</sup> <sup>ひと</sup> <sup>しょうかい</sup>  
秋田県国際交流協会（AIA）で通訳や翻訳をしてくれる人を紹介します。まず  
は、いつ、どこで、何をお願いしたいのか、AIAに連絡してください。通訳や翻訳には、  
<sup>かね</sup>  
お金がかかります。



もっと詳しく知りたい方へ

《AIAのサポーター派遣について》

### 依頼者の対象

県内市町村の行政機関、教育機関、公共団体、NGO・NPO やその他 AIA が認めたもの。

### 依頼の内容

特定分野の専門用語や専門知識が必要とされる会議や商談の通訳・翻訳に関しては、通訳・翻訳を専門とする会社に問い合わせされることをお勧めいたします。

### 依頼から派遣まで

活動を依頼する予定日の約1か月前までに「AIAコミュニティサポーター活動依頼書」を当協会へ提出してください。※お急ぎの場合はお電話でご相談ください。

依頼内容や活動条件を当協会を確認のうえ、派遣するサポーターを決定します。

派遣するサポーターが決まり次第、依頼者にサポーターの連絡先をお伝えします。

依頼者はサポーターと直接、謝礼や交通費などの派遣条件について最終確認を行ってください。事後のトラブルを避けるため、派遣の条件について明記したものを事前に書面でサポーターにお渡しください。

活動後は「実施後アンケート」を当協会に提出してください。

### 依頼者の負担費用の目安

諸経費（謝礼や交通費など）は依頼者が負担することになりますので、依頼者からサポーターに直接お支払いください。諸経費の金額は直接当事者間で決めてください。謝礼金の設定や交渉等について、AIAは一切の関与をいたしません。

### 謝礼の目安

通訳 2,000円~/時間

翻訳 パンフレットやチラシ等 3,000円~/枚（A4 400字程度）

窓口提出書類等 2,500円~/通

文化紹介 2,000円~/時間 ※上記には交通費は含まれておりません。

Q 2 3 マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？

A 2 3 マイナンバーは、日本の国民一人ひとりが持つ、12けたの番号です。年金、税金、医療など、様々な手続きに使います。外国人でも、日本で住民票を持っていれば、マイナンバーが発行されます。

この番号で、あなたのいろいろなことがわかります。大切な番号ですので、何に使われるのか目的がはっきりしないときは、他人に教えないようにしてください。

・ マイナンバー制度に関する問い合わせ

TEL: 0120-0178-26

電話できる曜日と時間: 9:30-20:00(平日)

9:30-17:30(土日祝日)

話することができる外国語: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

・ マイナンバーが書かれた紙をなくしてしまったとき

TEL: 0120-0178-27

電話できる曜日と時間: 24時間(何曜日でも電話できます)

話することができる外国語: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

・ 内閣官房 マイナンバー 社会保障・税番号制度について

URL: <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語をはじめ、そのほか21の

外国語で説明を読むことができます



# 市役所（役場）でできるいろいろな手続き

日本で生活するためにはいろいろな手続きが必要です。市役所や町役場・村役場では下の表にある手続きができます。相談をする場所もあります。

<p>じゅうみんとうろく <b>住民登録</b> （住所を役所に知らせる）</p>	<p>しょうがっこう ちゅうがっこう はい <b>小学校や中学校へ入ること</b> とと学年の途中で入ること</p>	<p>しぼうとどけ <b>死亡届</b> （家族などが死んだとき、 役所に知らせる）</p>
<p>こくみんねんきん <b>国民年金</b> （みんなが入る年金）</p>	<p>こんいんとどけ りこんとどけ <b>婚姻届・離婚届</b> （結婚・離婚したことを 役所に知らせる）</p>	<p>ほいくしょ にゆうしょてつづ <b>保育所の入所手続き</b></p>
<p>こくみんけんこうほけん <b>国民健康保険</b> （会社ではたらいてない人 が入る公的医療保険）</p>	<p>しゅっしょうとどけ <b>出生届</b> （子どもが生まれたことを 市役所に知らせる）</p>	<p>ほか そうだん <b>その他、いろいろな相談</b></p>

# A I A の地域外国人相談員を紹介します



がいこくじん こま なや そうだん そうだんいん かたがた す  
外国人の困りごと、悩みごとの相談にのってくれる相談員の方々です。あなたが住  
んでいる地域の相談員に相談してください。(2017年4月1日現在の相談員です)

たんとう 担当している地域	そうだんいん なまえ 相談員の名前と でんわばんごう 電話番号	そうだん ようび じかん 相談できる曜日と時間				
		げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
かつのし 鹿角市 こさかまち 小坂町	いとう ともこ 伊藤 智子 090-3644-5194	9 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00	-	9 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00
おおだてし きたあきたし 大館市 北秋田市 かみこあにむら 上小阿仁村	こばやし みきこ 小林 幹子 090-4319-3695	10 : 00- 16 : 00	-	10 : 00- 16 : 00	-	-
のしろし はつぼうちよう 能代市 八峰町 ふじさとまち みたねちよう 藤里町 三種町	きたがわ ゆうこ 北川 裕子 090-3640-0459	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00
おがし かたがみし 男鹿市 潟上市 いかわまち ごじょうめまち 井川町 五城目町 はちろうがたまち おおがたむら 八郎潟町 大潟村	くどう きよこ 工藤 紀代子 090-4045-8690	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00
あきたし 秋田市	こばやし ひさえ 小林 久江 090-3983-8498	11 : 00 16 : 00	-	11 : 00 16 : 00	11 : 00 16 : 00	11 : 00- 13 : 00
ゆりほんじようし 由利本荘市 にかほ市	ふじしま えいこ 藤嶋 英子 090-2360-4817	9 : 30- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00	13 : 00- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00
だいせんし 大仙市 せんぼくし 仙北市 みさとちよう 美郷町	すずき みつあき 鈴木 通明 090-2276-1113	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00
よこてし 横手市	はまだ ゆみ 濱田 由美 090-9033-8008	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	-
ゆざわし 湯沢市 うごまち 羽後町 ひがしなるせむら 東成瀬村	くらた まゆこ 倉田 麻由子 090-4550-1211	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	-	10 : 00- 16 : 00	-



にほんごべんきょう  
**日本語を勉強できるところ**  
 にほんごきょうしついちらん  
**(日本語教室一覧)**

にほんごきょうしつ じょうほう か ばあい くわ と あ さき かくにん  
 ※日本語教室の情報は、変わる場合があります。詳しくは、それぞれの問い合わせ先へ確認し  
 てください。(下の表は2016年7月1日現在の情報です)

しちょうそんめい 市町村名	きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう ようび じかん 勉強する曜日と時間	きょうしつ ばしょ 教室の場所	と あ さき 問い合わせ先
かづのし 鹿角市	かづのしにほんごきょうしつ 鹿角市日本語教室	どようび 土曜日 13:30~15:30	はなわしみん 花輪市民センター	☎0186-30-0293
おおだてし 大館市	おおだてしにほんごきょうしつ 大館市日本語教室	げつようび 月曜日 17:30~19:30 すいようび 水曜日 10:00~12:00	けんほくぶだんじょきょうどう 県北部男女共同 参画センター	☎0186-43-7027
きたあきたし 北秋田市	きたあきたしにほんごきょうしつ 北秋田市日本語教室	にちようび 日曜日 10:00~12:00	きたあきたしぶんかかいかん 北秋田市文化会館	☎0186-62-1130
かみこあにむら 上小阿仁村	ふれあい学級 がっきゅう	どようび 土曜日 19:00~	かみこあにむら 上小阿仁村 しょうがいがくしゅう 生涯学習センター	☎0186-60-9000
のしろし 能代市	のしろ日本語学習会 にほんごがくしゅうかい	かようび 火曜日 19:00~21:00 もくようび 木曜日 10:00~12:00	かようび (火曜日) のしろしちゅうおうこうみんかん 能代市中央公民館 もくようび (木曜日) のしろしはたら ふじん いえ 能代市働く婦人の家	☎0185-89-2148
ふじさとまち 藤里町	ふじさとまちこくさいこうりゅうきょうかい 藤里町国際交流協会 にほんごきょうしつ 日本語教室	すいよう つき かい 水曜(月2回) 10:00~12:00	ふじさとまちさんせだい 藤里町三世代 こうりゅうかん 交流館	☎0185-79-1327
みたねちよう 三種町	にほんごきょうしつ 日本語教室	だい かようび 第1・3火曜日 10:00~12:00 だい きんようび 第2・4金曜日 10:00~12:00	はちりゅうこうみんかん 八竜公民館	☎0185-85-2177
おがし 男鹿市	おがしにほんごきょうしつ 男鹿市日本語教室	どようび つき かい 土曜日(月2回) 10:00~12:00	おがしちゅうおうこうみんかん 男鹿市中央公民館	☎0185-23-2251
かたがみし 潟上市	かたがみにほんごきょうしつ 潟上市日本語教室	にちようび つき かい 日曜日(月2~3回) 10:00~12:00	かたがみしてんのうこうみんかん 潟上市天王公民館	☎018-878-4111
はちろうがたまち 八郎潟町	にほんごきょうしつはちろうがたかいじょう 日本語教室八郎潟会場	だい もくようび 第1・2・3木曜日 がつ がつ (6月~3月) 19:00~21:00	さと ロマンの里	☎018-875-2092

しちようそんめい 市町村名	きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう ようび じかん 勉強する曜日と時間	きょうしつ ばしょ 教室の場所	と あ さき 問い合わせ先
あきたし 秋田市	あきたしにほんごきょうしつ 秋田市日本語教室	もくようび 木曜日 18:30~20:00	ジョイナス	☎018-888-5464
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ニジラス」	すいようび つき かいいていど 水曜日(月3回程度) 10:00~11:30	ジョイナス	☎018-834-7936
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ジャルサ」	きんようび 金曜日 15:00~16:30	でんわ かくにん 電話で確認して  ください	☎018-835-2009
	くらぶ いろは倶楽部	かようび 火曜日 18:00~19:30	アトリオン6階 ハーモニープラザ	☎018-864-1706
ゆりほんじょうし 由利本荘市	ゆりほんじょうしにほんごきょうしつ 由利本荘市日本語教室	きんようび 金曜日 がつ にち がつ にち (4月8日~12月23日) 18:45~20:45	ぶんかこうりゅうかん 文化交流館 「カダーレ」	☎0184-22-0900
しかほし にかほ市	しにほんごきょうしつ にかほ市日本語教室 こうりゅうかい 交流会	すいようび つき かい 水曜日(月4回)  10:00~12:00	きさかたこうみんかん 象潟公民館	☎0184-43-7510
だいせんし 大仙市	だいせん せんぼくこういきけん 大仙・仙北地域圏 にほんごきょうしつ 日本語教室	かようび 火曜日 19:00~21:00	おおまがりこうりゅう 大曲交流センター	☎0187-63-1111 ないせん (内線339)
せんぼくし 仙北市		もくようび 木曜日 10:00~12:00		
みさとちょう 美郷町		にちようび 日曜日 10:00~12:00		
		かようび 火曜日 だい しゅうめ のぞ (第5週目は除く) 10:00~12:00	みさとちょうちゅうおう 美郷町中央ふれあい センター	
よこてし 横手市	よこてしにほんごきょうしつ 横手市日本語教室	きんようび 金曜日 10:00~12:00	わいわい Y 2 ぷらざ	☎0182-35-2158
	かようび 火曜日のボランティア にほんごきょうしつ 日本語教室	かようび 火曜日 17:00~20:00	わいわい Y 2 ぷらざ	☎0182-23-5337
ゆざわし 湯沢市	ゆざわしにほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 ゆざわかいじょう 湯沢会場	すいようび がつ がつ 水曜日(4月~12月) 10:00~12:00	ゆざわしやくしよほんちようしや かい 湯沢市役所本庁舎3階 かいぎしつ 会議室33、34	☎0183-73-2163
	ゆざわしにほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 おがちかいじょう 雄勝会場	もくようび がつ がつ 木曜日(5月~12月) 19:00~21:00	おがちぶんかかいかん 雄勝文化会館	

こま そうだんまどぐちいちらん  
**困ったときの相談窓口一覧**

★がある相談窓口では、外国語を使って話すことができます。それ以外の窓口は、日本語での対応となります。

相談の内容	相談窓口の名前	電話番号	電話できる曜日と時間
▶外国語での相談 (英語・中国語・韓国語)	★秋田県国際交流協会 (AIA)	018-884-7050	木曜日 13:00-15:00
▶在留資格について	仙台入国管理局秋田出張所	018-895-5221	平日 9:00-12:00 13:00-16:00
	★外国人総合相談支援センター	03-3202-5535 03-5155-4039	平日 9:00-16:00
▶パスポートの更新 ▶家族・友人を日本に呼びたい など	在日本各国大使館・領事館	6 ページを 確認	-
▶夫・恋人からの暴力 (DV)	秋田県女性相談所	018-835-9052	平日 8:30-21:00 土日祝日 9:00-18:00
▶義務教育について	各市町村の教育委員会	22 ページを 確認	-
▶高校進学について	(公立) 秋田県教育庁高校教育課	018-860-5161	-
	(私立)各私立高校	23 ページを 確認	-
▶仕事を探したい	各地域のハローワーク	14 ページを 確認	-
▶突然解雇された ▶給料の未払い	各地域の労働基準監督署	17 ページを 確認	-
▶日本語を勉強したい	各日本語教室	31-32 ページを 確認	-
▶通訳・翻訳してほしい ▶相談先がわからない	秋田県国際交流協会 (AIA)	018-893-5499	平日 9:00-17:45



がいこくじん  
外国人のそうだんQ & A

ねん がつ にちほっこう  
2017年4月1日発行

はっこう こうえきざいだんほうじん あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい  
発行：公益財団法人 秋田県国際交流協会（A I A）

あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい  
秋田県国際交流協会（A I A）  
じゅうしょ あきたしなかどおり かい  
住所：秋田市中通2-3-8 アトリオン1階  
TEL: 018-893-5499  
FAX: 018-825-2566  
E-mail: aia@aiahome.or.jp  
HP: <http://www.aiahome.or.jp/>

